



辺野古新基地建設の抗議行動=2017年11月

# 沖縄から2020年を見据えて

沖縄合同法律事務所弁護士 下地 聡子さん

## 2020年という「指標」

2020年まであと2年となりました。安倍首相は、201

7年5月3日、『21世紀の日本と憲法』有識者懇談会（民間憲法臨調、櫻井よしこ代表）にビデオメッセージを寄せました。そのなかで、彼は「2020年を、未来を見据えながら日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけにすべき」と述べました。

2020年は、東京オリンピックが開催され、新天皇によつて初めて元旦を迎える年となります。それらに加え、安倍首相は、2020年を新憲法が施行される初めての年にしたいと明言したのです。安倍首相は、2020年を、日本を変革させ、自らの名とともに歴史に刻まれるべき年としての指標としているかのようです。



安倍首相のビデオメッセージ公表以降、自民党による改憲の具体的方法が徐々に明らかになります。自民党憲法改正推進本部の会議では、現行憲法の9条1項及び2項を維持したまま、自衛隊の存在を明記する改憲案が発表されました。

このような状況下で迎えた2018年の始まりにおいて、憲法9条の意義をあらためて確認してみます。

## 憲法9条の歴史的意義

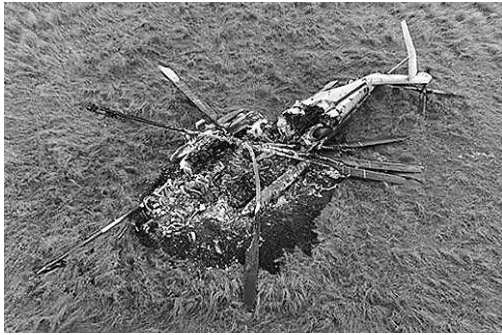
日本は、第二次世界大戦が終了するまでの間、軍国主義の下でアジア諸国に対して侵略行為を行い、あるいは軍事的・外交的・経済的圧力等を加えて植民地化政策を推し進め、さまざまな被害を与えてきました。それだけでなく、「臣民」に対しても甚大な被害を与えてきました。現行憲法の平和的生存権と第9条第1項、第2項はこの歴史的反省に立って定められたものです。つまり、再び戦争を引き起こさないよう、最高法規たる憲法に「いっさいの戦力の不保持」、「交戦権の否定」を明記して国家権力を縛り、戦争を防止する現実的仕組みとしたのでした。

自民党改憲案は、9条1項と2項には手を加えず、3項を加えるというものであり、平和主義との関係で、一見問題はないように思われます。しかし、憲

法9条は、これまで、自衛隊の組織・装備・活動等に対し大きな制約を及ぼし、海外における武力行使及び集団的自衛権の行使を禁止するなど、一定の効果を受けてきました。憲法9条加憲論が対象としている自衛隊は、国内で災害救助活動に従事するだけの自衛隊ではありません。日米防衛協力が拡大強化される中で、安保法制により集団的自衛権の行使等の新たな任務・権限が付与され、世界最強の軍隊である米軍との編成・装備・作戦等の一体化が進んでいる自衛隊なのです。そのような存在が憲法に明記されると、自衛隊の活動範囲は歯止めを失い、アメリカとともに主体的に世界中の戦争に関わっていく可能性が高くなります。

## 「大和」(本土)の外から見た憲法9条

平和憲法は、日本国憲法が実



東村高江での米海兵隊大型ヘリ墜落事故の残骸  
=2017年10月11日

効性をもって適用されることになかった沖縄で、その存在感を増していました。1965年の沖縄県祖国復帰協議会では、「祖国日本の国民が平和憲法下で安定した生活を送っているのに、沖縄県民は米軍の交付する布告、布令の軍事法規で支配されている。そのため(中略)沖縄県民は差別的取り扱いを受けている」との内容を含む大会宣言がなされました。1967年の立法院(琉球

政府の立法機関)決議では、「現在、沖縄はアメリカの核兵器基地ともいわれ、またベトナム戦争の前進基地となり、土地新規接収、軍事演習等の被害が頻発している。これは平和主義を大きな柱にしている日本国憲法下では絶対に許されるものではない」と述べられています。9条を擁する日本国憲法が適用されれば、沖縄の差別的取り扱い、米軍基地に端を発する被害はなくなるであろうという期待を込めて、日本復帰が切望されたのです。

ところが、戦後復帰し、米軍の軍事法規の支配から解放された後も、沖縄と大和の間の構造的差別は無くなっていません。既存基地の抜本的な撤退はなされず、反対の民意は無視して大規模な新軍事基地が建設されようとしています。

沖縄では、復帰後のいまも、「一切の戦力の不保持」を宣言する憲法9条の適用がなおも求

められているのです。沖縄の希望はかなえられないまま、9条は変貌のみちをたどるのでしようか。

## 2020年より先の未来から

歴史にはターニングポイントがあります。

特定秘密保護法が制定・施行され、共謀罪が制定され、集団的自衛権の行使が可能となった経緯は、2020年の改憲に向けた布石ともいえます。しかし、2020年を、改憲ではなく、沖縄での9条の実質的な適用を実現する意味でのターニングポイントにすべきではないでしょうか。

10年後、さらに50年後、日本に住する人々が、2020年について何を思うのか。2018年に私たちが社会参画をするうえで、大きなヒントとなるでしょう。